

大阪市立天王寺区民センター利用料金減免規程

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 21 年 11 月 2 日改正

平成 22 年 8 月 27 日改正

平成 23 年 7 月 8 日改正

平成 25 年 8 月 5 日改正

平成 28 年 3 月 31 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

大阪市区役所附設会館利用料金の減免に関する要綱（以下、「要綱」という。）第 3 条に基づき、大阪市区役所附設会館条例第 13 条の規定による区役所附設会館の施設及び附属設備の利用料金（以下、「利用料金」という。）の減免に関し次のとおり減免規程を定める。

- 1 要綱第 2 条第 1 項第 1 号により、利用料金を免除することができる場合とは、区内で活動する地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体、社会福祉関係団体、社会教育関係団体等（別表に掲げる団体で、下部組織である専門部会及び地域レベル（小学校区レベル）の団体を含む）が行う公益的な行事又は集会（企画検討・報告会議を含む）で、直接、市政・区政に寄与すると認められるもののため会館を利用するときとする。
- 2 要綱第 2 条第 2 項により、利用料金を減額することができる場合とは、区内で活動する地域活動協議会等の各種団体（別表に掲げる団体で、下部組織である専門部会及び地域レベル（小学校区レベル）の団体を含む）が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののため会館を利用するときとする。

別表

（団体名）

天王寺連合地域活動協議会

大江ふれあい協議会

聖和まちづくり協議会

五条地域活動協議会

桃丘地域活動協議会

生魂地域活動協議会

桃陽地域活動協議会

味原地域総括会

真田山地域活動協議会

天王寺区民協力会

大阪市天王寺区地域振興会（大阪市天王寺区赤十字奉仕団）

社会福祉法人大阪府共同募金会天王寺地区募金会
天王寺区商店会連盟
天王寺区遺族会
天王寺区母と子の共励会
天王寺区地域女性団体協議会
天王寺区P T A協議会
天王寺地区保護司会
天王寺区人権啓発推進会
天王寺地区B B S会
天王寺区更生保護女性会
天王寺区更生保護協力会
大阪市天王寺区生涯学習推進員天王寺区連絡会
天王寺区教育振興育友会
交通事故をなくす運動天王寺区推進本部
大阪市天王寺区選挙管理委員会
大阪市天王寺区明るい選挙推進協議会
天王寺納税貯蓄組合連合会
大阪市天王寺区民生委員児童委員協議会
天王寺区民生委員推薦会
大阪市天王寺区食生活改善推進員協議会
天王寺区身体障害者団体協議会
天王寺区健康づくり推進協議会夕陽の会
天王寺区体育厚生・スポーツ推進協議会
天王寺区青少年指導員連絡協議会
天王寺区青少年福祉委員連絡協議会
天王寺区子ども会育成連合協議会
社会福祉法人大阪市天王寺区社会福祉協議会
てんのうじ観光ボランティアガイド協議会
天王寺区老人クラブ連合会
天王寺区防犯協会
一般財団法人大阪市コミュニティ協会天王寺区支部協議会
その他区長が適当と認める団体

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。